

# 特定非営利活動法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポ規則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県北葛飾郡杉戸町内田2丁目9番地28号杉戸町立杉戸小学校体育館スポーツ活動サポート室内に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、杉戸町の青少年、高齢者や障害者に対し、広く自由に文化とスポーツに親しむ機会を提供し、地域住民の心身共に健康で明るいコミュニティづくりを促進し、豊かな町づくりに推進することを目的とする。

## 第2章 会員

### (種類)

第4条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進運営する個人で、総会における表決権を有するもの。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人で、総会における表決権を有しないもの。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助・協力・後援する個人及び団体で、総会における表決権を有しないもの。

### (入会)

第5条 会員の入会にあたっては、この法人が定める入会申込書により申し込むものとする。

### (会員証)

第6条 この法人の会員には、会員証を発行する。

### (入会金及び会費)

第7条 会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 ① 入会金 5,000円
- ② 年会費 12,000円

尚、年会費は、6カ月払で4月・10月に支払。

- (2) 一般会員 ① 入会金 1,000円
- ② 年会費 2,400円

尚、年会費は、月払とするが、前納することができる。

- |          |         |    |         |
|----------|---------|----|---------|
| (3) 賛助会員 | ① 個人年会費 | 1口 | 10,000円 |
|          | ② 団体年会費 | 1口 | 10,000円 |
|          | ③ 法人年会費 | 1口 | 10,000円 |

(4) 会員無料体験

会員のうちホームクラブに籍を置くものは、いつでも・どこでも他のクラブに無料体験参加ができる。但し、連続しての参加期間は、1ヶ月以内とする。

(会員の資格の喪失)

**第8条** 正会員・一般会員・賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人・団体から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(正会員・賛助会員の退会)

**第9条** 正会員・賛助会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(一般会員の休会・退会)

**第10条** 一般会員の休会は、1カ月以上活動しない場合とし、原則として休会届日以降1年を経過しても復帰しない場合は、退会とみなす。但し、理事会で休会の継続を認めた場合を除く。

- 2 一般会員の休会期間中の会費は、休会届月及び復帰月を除き徴収しない。
- 3 一般会員の退会は、上記のほか本人が退会を申し出た時及び会費を6カ月以上滞納のうえ督促に応じない場合とし、退会をした会員が再入会する場合は、新規会員とする。

(除名)

**第11条** 正会員・一般会員・賛助会員が次のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 組織

(役員)

**第13条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名

- |     |      |      |
|-----|------|------|
| (2) | 副理事長 | 若干名  |
| (3) | 常任理事 | 若干名  |
| (4) | 理事   | 若干名  |
| (5) | 監事   | 2名以内 |

**(役員の選任等)**

**第14条** 理事長、副理事長、常任理事は、理事のなかから総会において選任する。

2 理事は、正会員のなかから総会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

**(職務)**

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常任理事は、常任理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) この法人の業務執行の状況若しくは財産の状況について、理事長に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

**(役員の任期等)**

**第16条** 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

**(専門部会)**

**第17条** この法人の運営のため、次の専門部会を置く。

- (1) 事業部会 新規事業の企画及び新規事業の継続・運営を行う。
- (2) 広報部会 クラブ会報を発行するなど、広報活動を行う。
- (3) 受託事業部会 役所等からの受託事業を行う。
- (4) 渉外部会 賛助会員の拡大等渉外活動を行う。
- (5) 文化事業部会 文化に関する事業を行う。

2 各専門部会は、この法人の目的達成のためにそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 各専門部会は、理事長が理事のなかから部長1名、部員若干名を選出して構成する。

**(職員)**

**第18条** この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

**(顧問)**

**第19条** この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で推薦し理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 顧問は、総会及び理事会における表決権を有しない。

**第4章 総会**

**(総会の種別)**

**第20条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**(総会の構成)**

**第21条** 総会は、正会員をもって構成する。

**(総会の権能)**

**第22条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新

たな義務の負担及権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

**第23条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

**第24条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

**第25条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

**第26条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

**第27条** 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

**第28条** 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権

を行使することができない。

#### **(総会の議事録)**

**第29条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### **第5章 常任理事会・理事会**

#### **(常任理事会の構成)**

**第30条** 常任理事会は、理事長、副理事長、各専門部会の長、事務局長をもって構成する。

#### **(常任理事会の権能)**

**第31条** 常任理事会は、理事会に諮る事項を審議する。

#### **(常任理事会の開催)**

**第32条** 常任理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 常任理事会は、毎月1回開催する。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。

#### **(理事会の構成)**

**第33条** 理事会は、理事をもって構成する。

#### **(理事会の権能)**

**第34条** 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

**(理事会の開催)**

**第35条** 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事会は、毎月1回開催する。
- (2) 理事長が必要と認めたとき。
- (3) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (4) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**(理事会の招集)**

**第36条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3号又は第4号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

**(理事会の議長)**

**第37条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(理事会の定足数)**

**第38条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(理事会の議決)**

**第39条** 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(理事会における表決権等)**

**第40条** 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

**(理事会の議事録)**

**第41条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記する

こと。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

### (資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第45条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

### (事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、

理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

3 決算書類等の保存

電子帳票保存法に準拠して、会計システム及び領収書発行システムから出力される、次の決算書類を電子媒体正副作成して10年間保存する。

- ・会社法432条の会計帳簿及び事業に関する重要書類（総勘定元帳、各種補助簿）
- ・会社法435条の計算書類及び付属明細書（活動計算書、貸借対照表、財産目録、個別目録、個別注記表）
- ・取引に関する帳簿（現金出納帳、預金出納帳）
- ・取引証票書類（領収書、請求書、契約書、入金箋、振替伝票等）

## 第7章 雑則

### （事故の責任）

**第49条** 会員は、この法人の活動に関して諸規則及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

また、この法人及び指導者は事故に対し一切の責任を負わないものとする。

### （慶弔）

**第50条** 慶弔については、理事会に諮り理事長が別に定める。

### （規則の変更）

**第51条** この規則は、理事会において出席者の2分の1以上の賛成をもって改定することができる。

## 附則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成28年5月12日理事会にて理事長・副理事長制及び専門部会の一部改定。

2 第48条3決算書類等の保存を令和7年4月2日の理事会決議より追加する。